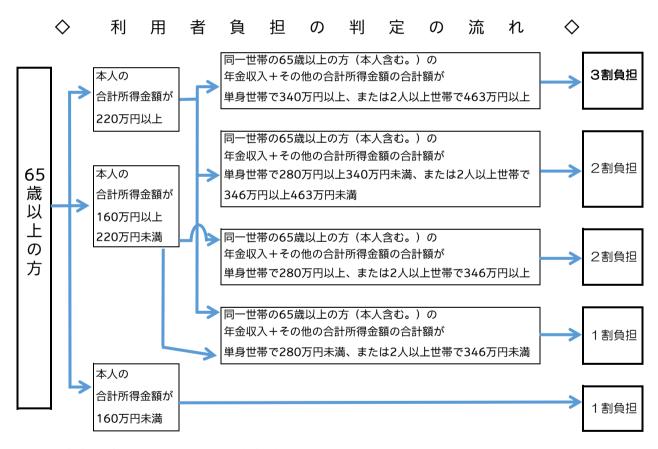
■ 介護サービス利用時の負担割合について ■

負担割合証には、あなたの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が 記載されていますので、<u>介護サービス利用の際には必ずサービス提供事業者</u> にご提示ください。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担割合については、原則として1割、一定以上の所得のある方は2割、 現役並みの所得のある方(※)は3割となります。

※ 高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方については、窓口負担を3割としています。 介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。



- ※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や 人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を 控除した額で計算されます。
- ※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
- ※3 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず 1割負担となります。
- ※4 介護保険料を滞納すると、利用者負担割合が1,2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げられる場合があります。

お問合せ:郡山市介護保険課 電話番号 024-924-3021 (紙ヘリサイクル可

